別表11(1)の記載要領等第1号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。第６号において「平成22年改正法」という。）」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）」に改め、同第11号中「「留保所得金額（別表四「44の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）(1)」」を「「留保所得金額（別表四「46の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）(1)」」に、「別表四「44の②」の欄」を「別表四「46の②」の欄」に改め、同第11号中「「留保所得金額（別表四「44の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）(1)」」を「「留保所得金額（別表四「46の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）(1)」」に改め、同第四号中「別表十(七)「38」」を「別表十(九)「38」」に、「「留保所得金額（別表四「44の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）(1)」」を「「留保所得金額（別表四「46の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）(1)」」に改め、同第七号中「第42条の６第５項」を「第42条の５の２第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）、第42条の６第５項」に、「平成22年改正法附則第77条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第77条」に、「平成22年改正法第18条」を「同法第18条」に改め、同号(二)中「金額）」を「金額とし、同法第42条の11第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）の規定の適用がある場合には、同項の規定の適用を受ける金額を控除した金額とする。）」に、

(5)　を

「「住民税額の計算の基礎となる法人税額((別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「43」)－別表六(一)「23の計」－別表六(七)「15」－別表六(十)「23」－別表六(十一)「22」－(別表六(十四)「16」＋「21」)－別表六(十七)「24」－別表六(十八)「22」－別表六(二十一)「21」)」」

に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2)　「「住民税額の計算の基礎となる法人税額((別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「43」)－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十五)「32」－別表六(十八)「24」－別表六(十九)「22」－別表六(二十二)「21」)」

(5)　の欄は、租税特別措置法第42条の４第６項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等の平成23年４月１日以後に開始する事業年度にあつては

「「住民税額の計算の基礎となる法人税額((別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「43」)－別表六(七)「16」－別表六(八)「19」－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十五)「32」－別表六(十八)「24」－別表六(十九)「22」－別表六(二十二)「21」－別表六(二十六)「12」)」

(5)　と読み替えて計算した金額を記載し、同日前に開始した事業年度にあつては

「「住民税額の計算の基礎となる法人税額((別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「43」)－別表六(七)「15」－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－(別表六(十五)「16」＋「21」)－別表六(十八)「24」－別表六(十九)「22」－別表六(二十二)「21」)」

(5)　と読み替えて計算した金額を記載すること。

別表11(四)の表中

「所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額（別表四「44の①」又は別表二十(二)「１」）」を「所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額（別表四「46の①」又は平成23年改正前の別表二十(二)「１」）」に、

「基準法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」、別表一(三)「２」、別表二十(一)「２」又は別表二十(二)「２」）」を「基準法人税額（別表一(一)「２」、別表一(三)「２」、平成23年改正前の別表二十(一)「２」又は平成23年改正前の別表二十(二)「２」）」に、

「人税額別表一(二)「２」、別表二十」を「人税額」に改め、同表の記載要領等第11号中「)、法」を「)、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法」に改める。